

丸亀市制限付き一般競争入札公告 共通項目

1	入札参加資格	<p>(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項の規定に該当しない者である。）</p> <p>(2) 丸亀市指名停止等措置規程（平成 17 年訓令第 50 号。以下「措置規程」という。）による指名停止期間中の者でないこと。</p> <p>(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。</p> <p>ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた後に、丸亀市の入札参加資格審査を受けた者</p> <p>イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた後に、丸亀市の入札参加資格審査を受けた者</p>
2	入札参加申請書・入札参加否認者説明要求書・質疑書の提出先	<p>かがわ電子入札システムにより行うこと。</p> <p>（運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた入札者にあつては、丸亀市役所庶務課）</p>
3	入札書に記載する金額	<p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
4	入札保証金	免除する。
5	契約保証金	<p>規則第 31 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の額の納付を要する。ただし、規則第 32 条各号に掲げる場合においては免除する場合がある。</p>
6	工事費内訳書	<p>(1) 入札者は入札に際し、<u>かがわ電子入札システムにより</u>（運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた入札者にあつては、個別項目 16(2)に記載する日時に、丸亀市役所庶務課に）、<u>入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書を提出</u>するものとする（返却はしないものとする。）。</p> <p>(2) 入札書の金額と工事費内訳書の合計金額が一致しない場合又は工事費内訳書の項目が設計図書等として交付した設計書の内訳書と異なっている場合、当該入札は無効とする。※記載内容については、少なくとも数量、金額等を明らかにすること。</p>

6-2	技術提案書	
	(1) 入札者は入札に際し、 <u>かがわ電子入札システムにより</u> （運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた入札者にとっては、個別項目 16(2)に記載する日時に丸亀市役所庶務課へ、工事ごとに指定する <u>技術提案書を提出</u> するものとする（返却はしないものとする。）。	
	(2) 技術提案書が未提出の場合は、当該入札者の行った入札は無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消すものとする。また、必要な添付書類の提出がない場合は、いかなる場合であっても加点ができない。*添付資料については、入札参加申請書と同じものとなる場合でも、技術提案書に添付すること。	
7	入札の無効	
	(1) 申請書等を期限までに提出しない者、入札参加資格がないと認められた者又は入札参加資格の確認を受けた者であっても入札までの間において共通項目 1 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者は、入札に参加することができない。	
	(2) 入札参加資格を有しない者の入札、虚偽の申請を行った者の入札、技術提案書又は工事費内訳書を提出しなかった者の入札及び丸亀市入札心得等において示した入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。	
	(3) 入札回数は 1 回とし、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を超える入札は失格とする。	
8	入札の中止	入札参加資格を有する者の数が 2 に達しない場合は中止するものとする。
9	契約の締結	落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が共通項目 1 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
10	その他	
	(1) 申請書及び資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。また、提出された申請書及び資料は返却しない。	
	(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、措置規程に基づき指名停止の措置の対象となることがある。	
	(3) 落札者は、規程様式第 3 号に記載した配置予定技術者から現場に専任で配置する技術者を選任すること。 なお、病休・死亡・退職等極めて特別な事情でやむを得ない理由があると認める場合のほかは、資料提出後の当該技術者の変更は認めない。やむを得ず配置技術者を変更する場合は、個別項目 9 に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。	
11	問合せ先	丸亀市総務部庶務課 電話番号 (0877) 24-8944